

係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副議長	議長

別記様式3

令和6年5月1日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名（議員氏名）

創政クラブ 五十嵐 一彦

政務活動費調査・研修計画書

下記のとおり、調査・研修を計画しておりますのでお届けします。

期 日	2024年5月15日
参加者氏名	尾形 昌彦
場所・会場	アットビジネスセンター池袋駅前別館（東京都豊島区）
調査・研修 項目（目的）	地方議会セミナー出席のため
交通手段	自家用車・飛行機・JR・地下鉄
行程	5/14 全国自治体病院経営都市議会協議会定期総会出席〔公務〕 （都市センターホテル／東京都） ＊公務終了後、政務活動に切り替え。 5/15 セミナー出席 10:00～13:00 議長・委員長のための議会運営 14:00～17:00 議会運営委員会の役割と権限 都内移動 20:15 21:15 ANA399 便にて帰着

※ 調査・研修の終了後は、「政務活動費調査・研修報告書」を提出してください。



参加ご希望のセミナーにチェック✓をお願いいたします。

☐	3月25日(月) 10:00~13:00	議員のなり手不足を考える
☐	3月25日(月) 14:00~17:00	変貌する有権者の政治意識・投票行動と 地方議員のなり手不足問題
☐	3月26日(火) 10:30~13:30	自治体でもっとSDGsに取り組もう!
☐	3月26日(火) 14:30~17:30	時代の変化に対応した「教育」を考える
☐	3月27日(水) 10:30~13:30	議長・委員長のための議会運営
☐	3月27日(水) 14:30~17:30	議会運営委員会の役割と権限
☐	3月28日(木) 10:00~13:00	上下水道事業の経営分析と料金・使用料算定
☐	3月28日(木) 14:00~17:00	公営企業の経営改革
☐	3月28日(木) 10:30~13:30	議員が有する発言権
☐	3月28日(木) 14:30~17:30	質問力向上のための処方箋

☐	3月29日(金) 10:30~13:30	自治体の防災・減災マネジメント
☐	3月29日(金) 14:30~17:30	実例からみる防災対策における 議会・議員の役割
☐	5月14日(火) 10:00~13:00	適正な議員定数の算定手法を考える
☐	5月14日(火) 14:00~17:00	適正な議員報酬の算定手法を考える
☒	5月15日(水) 10:00~13:00	議長・委員長のための議会運営
☒	5月15日(水) 14:00~17:00	議会運営委員会の役割と権限
☐	5月16日(木) 10:00~13:00	議員が守るべき政治倫理
☐	5月16日(木) 14:00~17:00	議会におけるハラスメント
☐	5月17日(金) 10:00~13:00	予算における基礎知識
☐	5月17日(金) 14:00~17:00	決算における基礎知識

フリガナ	オガタ マサヒコ
お名前	尾形 昌彦
貴議会名	山形県 鶴岡市議会
領収書 お宛名	鶴岡市議会 創政クラブ 尾形 昌彦
ご住所	(〒997-8601) 山形県 鶴岡市馬場町9番25号
TEL	(0235) 35-1908
FAX	(0235) 25-2123
E-mail	gikai @ city.tsuruoka. yamagata.jp

受講料

1講座受講 15,000円(税込)
2講座連続受講 25,000円(税込)

FAX 申込書



03-6912-2280

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒をお願いいたします。

☐ オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ずEメールをご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。

係	専門員	係 長	主 査	主 幹	局 長	副議長	議 長

別記様式 4

2024年6月28日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名（議員氏名）

創成クラブ 五十嵐 一彦

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	2024年5月15日
参 加 者 氏 名	尾形 昌彦
場 所 ・ 会 場	アットビジネスセンター池袋駅前別館（東京都豊島区）
調 査 ・ 研 修 項 目（目 的）	地方議会セミナー出席のため
調 査 ・ 研 修 の 内 容 及 び 所 見	5/15 セミナー出席 10:00～13:00 議長・委員長のための議会運営 14:00～17:00 議会運営委員会の役割と権限 （所見） 今回の講座を受講して、あらためて議長・委員長の権限の法的根拠及びその権限の強さ、その反面の責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いがした。 個別の部分については現在の鶴岡市議会の会派の状況（定数28に対し会派が8つ）を見ると、交渉会派の導入などの検討が必要ではないかと感じる部分もあった。 なお、講座の内容については別紙を参照。



<議長・委員長のための議会運営>

1. 議長・委員長の権限

(1) 概略 (2) 秩序保持権 (3) 議事整理権 (4) 事務統理権 (5) 議会代表権

・議事日程も本来諮る必要はないが、諮っている議会が多い。

・不穏当な発言や問題行動を起こす議員や傍聴者もいるので、議長が「秩序保持権」により、議場を混乱に陥れることなく、議事を円滑に運営する。

・議員に対しては①制止権②発言取り消し命令権③発言禁止命令権④議場外への退去命令権があり、②についてはそのままにしていると市民に不信をもたれることになりかねないような場合に議長の権利として命令を出すことができ、その命令に従わない場合は懲罰の対象になる。また③については通告外の発言を続けたり、補正予算についての議題で条例の質問をしたりした場合に発言禁止を命令することができる権利である。

・「秩序維持権」は議決の必要はなく議長の専権で行使でき、「発言禁止命令」を出したあとにその会議の中で解除することができる。

・「発言の取り消し命令」については責任の分散化のため議会運営委員会に諮って判断するのが多い。

・発言の禁止については議長の注意、制止が3～4回続いたあとに行うのが一般的である。

・発言禁止の時間的制約は、最大限「その日の会議」に限られ、また「補正予算の議題のみ」といった議題を特定した禁止制限も可能である。

・議員の退場命令については、議会事務局職員による実力行使は可能だが、警察官による実力行使・引き渡しは不可能である。これまでの実例では横浜市で女性議員を毛布と布団で実力行使したケースがあった。

・地方自治法 137 条で議長の懲罰動議提出権があるが、これについては本会議のみが適用となり、委員会への適用はない。

・傍聴者に対しては①制止権②退場命令権③警察への引き渡し権があり、会議を妨害する傍聴人については制止、退場命令を行い、必要がある場合は議員と違ってこれを当該警察官に引き渡すことができる。この場合は庁舎管理権を持つ首長と議長の連名で出すことになる。

・議事整理権には「議案の受理」「委員会付託」「議事日程の作成」「議題の宣告」「発言の許可」等があるが、「委員会付託」は実は議会運営委員会に諮らなくても決定できるし、「議事日程」については議長が好き勝手に決めてもよい。

・事務統理権とは議長に与えられた議会の庶務を統理する権限をいうが、法律上は議員が事務局員に資料作成を求めたりすることはできない。(事実は違うと思うが)

2. 通告書と通告外、議題外の発言

(1) 質問通告とは (2) 文書通告の必要性 (3) 質問の範囲を超えた通告書・通告外の発言の取り扱い (4) 議題外の発言

・「質問通告」とは質問を希望する議員が議長に対し質問内容の要旨を伝えることで、「市政全般」とか「市長の考え」というようなおおざっぱな通告はできない。

・文書通告は、質問の内容が市の事務の範囲外のものである場合や質問の内容が個人のプライバシーや議会の品位を傷つけるようなものである場合等に議長が当該質問を許可しない運用を取るためにも必要である。具体的には「ウクライナへの対応」「議員同士の不倫」「事実に基づかない誹謗中傷」などは許されない。

・文書通告は執行機関が十分な答弁準備が行えるようにするためにも必要であり、コピーを出さなくてもよいが、十分な答弁を受けられないこともある。また答弁書は質問日前日までもらった方がよい。

・質問の範囲を超えた通告書、通告外の発言については、地方自治法 129 条に基づき、①当該議員に注意、②それでも質問を続けるときは発言禁止を命ずる、③なお発言を続ける場合は退場を命じる必要がある。

・議題外の発言について議長が適宜注意しないと、それが先例となり議題外の発言をしても注意することができなくなる。

3. 不穏当・不規則発言

(1) 意義 (2) 不穏当発言の判断は自治体によりさまざま (3) 不規則発言 (4) 不穏当発言の該当基準 (5) 発言取消し方法 (6) 発言取り消し留保宣告の活用 (7) 議長・委員長の不穏当発言に対する対応手法 (8) 発言取消命令が行える期間 (9) 議長による発言取消命令の効力 (11) 閉会中における発言取り消し (12) 発言取り消しと当該発言に対する責任の関係 (13) 議場外における不穏当発言の取扱い

・不穏当発言と認定するかどうかについては議会の自律権の一環として判断するので議会により判断は様々となるが、法的には問題ない。

・発言の取消し方法については発言者自身が発言を取り消しを行う方法以外に、議長の秩序維持権による取消し命令又は取消し留保宣告を行い、会期中に議会運営委員会で確認して必要に応じて発言を取り消しを行うか、会期中に留保宣告をして閉会中において適宜議長において留保宣告に基づく発言取り消し命令を出すことも可能である。

・議長の発言取り消し命令は議員による不穏当発言を取り消すことを命令することであり、当該命令により発言が取り消されるものではないので取消し前の原本には記載はそのままされ、配布用会議録には掲載されない。市民等により原本の請求があった場合は出さないといけない。

・発言者自身が発言の取消しを申し出て、議会において許可されれば当該発言は最初から発言がなかったこととなるが、当該発言に対する発言した議員の責任は消滅しない。

・議場外における不穏当発言については「法的措置」としては懲罰・処分の対象とならず、刑事・民事の裁判での対応となる。「事実上の措置」としては議員に対する注意勧告等の決議ということになる。

4. 傍聴人

(1) 会議公開の原則 (2) 傍聴者に対する権限

・会議公開の原則があるので、秘密会でも公開しないのは秘密のある部分のみで、秘密のない部分は公開が必要。

5. 動議・議事進行発言

(1) 意義と提案方法 (2) 議事進行上の発言 (3) 動議の議題の時期 (4) 動議の日程追加 (5) 緊急動議 (6) 先決動議の競合

・「動議」とは一般に議案以外のもので、会議の意思決定を求める提案。動議は他の賛成者を必要とする。

・「動議」は一般的に会議の途中での発議で、原則として口頭で行うが、「決議」は文書により行う。

・「議事進行」は発言通告書の提出を必要とせず、議長に対し質疑や注意をしたり、又は希望を述べたりするための発言を言い、1人で可能。また議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

・「動議」が成立しても自動的に議題にはならず、議長による議題宣告があって議題となる。また動議成立後、直ちに議題とする必要はなく、動議が提出された会期中に議題とする義務を負う。

・「動議」には日程追加を必要とするものと要しないものがあり、前者には懲罰の動議のような独立の動議、後者には①議事進行に関する動議、②議題に直接関係のある動議がある。

・先決動議の競合における採決順序の決定基準

① 1つの動議が採決されることによって他の動議が採決される機会がなくならないようにする。

例：休憩の動議＞散会の動議

② 正規の審議手続きを求める動議＞審議の省略を求める動議

例：特別委員会への付託の動議＞委員会省略の動議

③ 現状を肯定する動議＞現法を否定する動議 例：議長信任動議＞議長不信任動議

6. 議事日程作成

(1) 意義と条文 (2) 議事日程の作成権者 (3) 議事日程への掲載事項 (4) 日程への案件等の掲載 (5) 議事日程の記載方法 (6) 日程事項の掲載順序 (7) 議事日程の配布時期 (8) 会期中に提出された議案と議事日程 (9) 一般選挙後の初議会における議事日程の配布と日程掲載事項 (10) 会議最終日において議事日程の変更が否決された場合の取扱い (11) 議事日程の削除・訂正 (12) 議会の構成に関する事件と日程追加の是非 (13) 延会となった事件の次会の議事日程での取扱い (14) 議事日程延期の動議と議事延期の動議

・議事日程は理論上、議長のみで作成することができるが、実務上は議会運営委員会での協議を踏まえて議長が作成している。

・提出された案件を会期中のどの日の議事日程に掲載するかは議長（議会運営委員会）の自由だが、会期中の必ずどこかの日程に掲載する義務がある。請願がどのような内容であっても形式的な要件が満たされ

ていれば日程に入れないといけない。

7. 議会だよりと議長の権限

・議長は議会だよりの発行責任者であり、内容について一定の自律権の範疇での裁量権が認められている。また事実と異なる内容を記載して提出した場合、必要に応じて削除、不掲載する権限を有する。

8. 議長・委員長の発言と裁決権

・地方自治法 105 条に定めがある通り、議長は委員会に出席し、発言することができる。議長の発言事項に関しては、何ら制限がないので、議事の内容に立ち入って質疑し、意見陳述することもさしつかえない。但し、議決に加わることはできない。

・「裁決権」とは過半数議決において、可否同数の場合に表決権のない議長が行使することができる権限をいう。(地方自治法 116 条)

・以前は過半数議決において可否同数になったときに議長が消極に裁決する「現状維持の原則」はあったが、現状、議長の裁決権行使にあたっては可否どちらに行使しても法的には問題ない。

9. 選挙・互選

・10～20 万人未満の市で議長選出時に議長就任希望者の所信表明等の機会を導入している市は 70 市 (47%)、導入していない市は 79 市 (53%) となっている。

・同様に所信表明の実施時期は本会議中が 9 市 (12.9%)、協議等の場が 15 市 (21.4%)、その他 (休憩中等) が 46 市 (65.7%) となっている。

<議会運営委員会の役割と権限>

1. 議長・委員長の権限

(1) 意義 (2) 議会運営委員会の設置状況と任期 (3) 議会運営委員会定数の決定手法 (4) 議会運営委員会定数(市議会) (5) 議会運営委員会の位置づけ (6) 議会に提出される議案の議運での取り扱い (7) 議会運営に関する事項と議長の諮問に関する事項のすみわけ (8) 議会費の所管 (9) 議員定数条例の所管 (10) 議員報酬の所管 (11) 議員定数と議員報酬の所管が明確に議会運営委員会でない理由 (12) 棄権者がいる場合の表決

・議会運営委員会は議会運営を円滑にするため又は議長の諮問機関としての役割等を果たすために設置することができる地方自治法 109 条に基づく常設の委員会であるが、設置するかどうかは任意。

・議会運営委員会は常任委員会、特別委員会と異なる第 3 の委員会として設置。なお議会運営委員会が他の委員会に比べて優位にあるかといえ、理論上は委員会間での優劣はないが、実務上では議運の構成とその役割から各委員会への影響は大きい。

・議会運営委員の任期は委員会条例 3 条 1 項に定めるが、全国的には 2 年としている市が約 64%、次いで 1 年としているところが約 25% となっている。

・議会運営委員会の定数については○人以内と定めている市(例:佐伯市議会 12 人以内)があるが、定足数が不明確になるので適当ではない。定数は条例定数の 1/3、1/4 程度で構成されることが多い。

2. 議会運営委員会の選出手法と委員外議員の活用・会派離脱との関係

「交渉会派」…議会の運営についての協議に参加できる資格となる会派の要件で、議会運営委員や代表質問等が割り当てられる会派の単位で通常は 3 人以上

「非交渉会派」…会派としての要件を満たしていても議会の運営についての協議に参加できる資格を有していない会派

・交渉会派の要件によっては、小会派が多く生まれ、議運決定の効力に影響を及ぼすことがあったり、逆に多数会派が自己の会派の委員数を多くすべきと主張し、委員定数問題をめぐり論争が起きたりするので留意する必要がある。

・熊本市議会の例だと会派は 2 人以上の集団、交渉団体は 3 人以上の会派と定めている。

・町田市議会の申し合わせでは交渉団体を3人以上とし、副議長及び交渉団体に属さない議員のうち1人を委員外議員として議会運営委員会への出席を認めている。(廣瀬：委員外議員は増やしすぎてもだめ。)

3. 議会運営委員会の答申と法的拘束力

・議会運営委員会制度は、政党や会派間、議員間の調整が地方議会の運営上非常に重要な役割を果たしていることに着目し設けられた制度であり、それゆえできるだけ全会一致となるように努力するなど各会派の意見が十分反映されるように運営されるべきだが、まとまらない場合は、他の法律上の委員会同様、出席委員の過半数で決定することは可能である。

・議長の諮問に対する議運答申に法的拘束力はないが、議会各会派の総意であることから違法でない限り議長は当該答申に事実上拘束される。

・元議長がその経験を生かして議運の委員長に就任した方が議長と阿吽の呼吸で議会運営を行える可能性が大きい。

4. 議長等との兼職の是非

・議長・副議長が議会運営委員会委員長・^{委員}副議長を兼職することは法的には問題がないが、議長の諮問機関である議会運営委員会の委員長等を議長が兼任するのは不適當。(全国的には池田市のような事例あり)

5. 議会運営委員会と常任・特別委員会・協議等の場の関係

(1) 委員会との関係 (2) 協議等の場の関係

・議会運営委員会の所管事項は地方自治法109条3項で「議会の運営に関する事項」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項」「議長の諮問に関する事項」と定められているが、常任委員会・特別委員会の所管事項は委員会条例で自由に規定できる。

・議会運営委員会と会派代表者会議についてはその分担について申し合わせ等で明確にする必要がある。

以 上

係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副局長	議長

別記様式3

6年 12月 5日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名（議員氏名）

創政クラブ

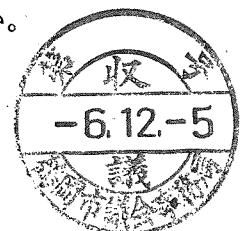
団長 五十嵐一彦

政務活動費調査・研修計画書

下記のとおり、調査・研修を計画しておりますのでお届けします。

期 日	令和7年1月15日 ～ 令和7年1月16日
参 加 者 氏 名	五十嵐一彦、佐藤昌哉、本間正芳、佐藤久樹、本間新兵衛 渋谷耕一、小野由夫、佐藤博幸、尾形昌彦
場 所 ・ 会 場	15日：多賀城市「多賀城市立図書館」 16日：大崎市「ジビエの郷おおさき」
調 査 ・ 研 修 項 目（目 的）	15日：市立図書館の運営について 16日：廃校小学校施設を利用したジビエ処理施設の運営について
交 通 手 段	レンタカー
行 程	別紙のとおり

※ 調査・研修の終了後は、「政務活動費調査・研修報告書」を提出してください。



(案)

令和6年度 創政クラブ 行政視察 行程表

月日	行 程	備 考
R7 1/15 (水)	9:30 鶴岡市役所本所……(昼食)……【多賀城市立図書館】… ※移動手段…全行程レンタカーを使用。 14:00～16:00 17:30 …宿舎(大崎市内)	【多賀城市立図書館】 〒985-0873 宮城県多賀城市中央2丁目 4-3 [多賀城市議会事務局] 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁 目 1-1 TEL 022-368-1141(代表) 担当 タケダ様
1/16 (木)	9:00 宿舎……【ジビエの郷 おおさき】……(昼食)…… 9:30～11:30 17:00 …鶴岡市役所本所	【ジビエの郷 おおさき】 〒989-6401 宮城県大崎市岩出山上真 山日向要害2 [大崎市議会事務局] 〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1 番1号 TEL 0229-23-2236 担当 日向様

係	専門員	係 長	主 査	主 幹	局 長	副議長	議 長
							

別記様式 4

令和 7 年 1 月 28 日

鶴岡市議会議長 様

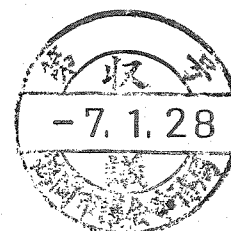
会派名及び代表者名（議員氏名）

創政クラブ 団長 五十嵐一彦

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	令和 7 年 1 月 15 日 ～ 令和 7 年 1 月 16 日
参 加 者 氏 名	五十嵐一彦、佐藤昌哉、本間正芳、本間新兵衛、尾形昌彦、佐藤博幸 佐藤久樹、渋谷耕一
場 所 ・ 会 場	1 月 15 日：多賀城市 市立図書館 1 月 16 日：大崎市 ジビエの郷おおさき
調 査 ・ 研 修 項 目（目 的）	1 月 15 日：市立図書館の運営について 1 月 16 日：廃校小学校施設を利用したジビエ処理施設の運営について
調 査 ・ 研 修 の 内 容 及 び 所 見	別紙報告書の通り



視 察 日 時	令和7年1月15日(水) 14:00～16:30
視 察 先	宮城県多賀城市（説明：多賀城市教育委員会事務局 生涯学習課）
視 察 項 目	市立図書館の運営について
視 察 概 要	(1) 新しい市立図書館の目標 ◇ 地域で活躍する人材創出のエンジン ◇ 地域と市民生活の発展に貢献する教育施設 ◇ 東北随一の文化交流拠点の中核施設「知の拠点」として、「もう一つの家」をコンセプトに開始された。 (2) 事業内容 東日本大震災後に、中心市街地の創造を ア 多賀城駅周辺土地地区画整理事業として、施行者は市として進められた。 イ 多賀城地区連続立体交差事業として、施行者は県、設計施行が JR 東日本で進められた。 ウ 多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業として、多賀城駅北開発株式会社が施行者で進められた。 エ 震災復興のシンボルで東北随一の文化交流拠点となるように中心市街地の創造を進めた。 オ 1階は家族、人々で賑わうリビングルームをコンセプトにしており、BGM があり、同フロアに蔦屋書店とスターバックスコーヒーなどの飲食店がある。2階は居心地のよい書斎のような空間をコンセプトにし、一部で BGM あり、同フロアにシェアラウンジが存在する。3階は集中して過ごせる学習・研究・仕事の場としており、BGM はなく、同フロアにコーヒーショップやレストランがある。 カ タブレット検索機を16台配置。タブレット端末の貸出し14台。セルフ式の自動貸出機。イベントの開催。電源・Wi-Fi 環境の充実。キッズライブラリー、テラス配備。Tカードでの貸し出し可能。一部実費負担ありで宅配返却可。ギャラリー、展示スペースを完備。読書通帳の取り扱いあり。 キ 新しい市立図書館の管理運営は、直営での職員体制では図書館サービスの拡大は困難と判断し、指定管理者制度を導入した。 (3) 事業の成果と課題 年間延べ来館者数目標について、旧館では約10万人としていたが、新館では120万人とし、約1.2倍になった。(R5実績 約86万人) また、図書貸出目標値については、旧館で33万冊としていたが、新館では66万冊とし、約2倍になった。R5実績 約57万冊) 課題としては、座席数が足りない。学習席100席は慢性的に満席状態。定期テスト前は、開館前から長蛇の列ができる。蔵書数が足りない。書架の空きが目立つ。蔵書回転率(図書貸出冊数÷蔵書数)が高い。

	(4) 今後の展望 市民に対して現在の多賀城市立図書館についてのアンケート調査を実施した結果、総合満足度は 84.7%だった。満足度を更に上げていきたい。 [主な質疑応答] Q. C C C を指定管理者としたことについての効果について伺う。 A. 民間の考えには魅力があり、当初から公設民営で計画された。 Q. C C C を指定管理者とする計画を行った際、他の意見はあったのか伺う。 A. 反発はあった。当初から図書館に精通した職員のチームで計画が進められた。結果として、今は C C C で良かったという声しか聞こえてこない。 Q. 施設管理についての収入・支出について伺う。 A. 指定管理費は、2 億 8 千万円。収益等については民間企業のため不明。
所 感 (意見・感想・今後の課題等)	多賀城市では、当初より公設民営を取り入れる計画であり C C C への管理委託を行う計画で出発したプロジェクトであった。 図書館運営に精通した職員メンバーの英知が集結された結果、良い施設が完成したと聞いている。 本市では、色々な方々の意見を聞くこともよいが、時間がかかる事も懸案と考える。 職員との信頼関係のもと、職員の知識をフルに活用した良い事例と考える。 多賀城駅周辺の人口動向等を考慮して立地条件を選定したことも成功事例と言える要因と感じられた。

報告者 創政クラブ 佐藤久樹

「大崎市ジビエ処理加工等施設」の整備について

報告者：佐藤 昌哉

1 日 時 令和7年1月16日（木）9：00～10：30

2 視察地 大崎市岩出山字上真山日向要害2番地
大崎市ジビエ食肉処理加工等施設(旧真山小学校校舎)

3 対応者 大崎市産業経済部農村環境整備課
課 長 氏家 宏司 氏
主幹(兼)係長（林政担当） 大友 一英 氏

4 視察目的

本市の鳥獣害対策においては、これまで鳥獣被害対策実施隊を結成し、有害鳥獣の追い払い、ワナの設置・撤去、捕獲活動を実施しているほか、狩猟免許取得支援や実施隊の報酬や捕獲活動経費の増額をはじめ、追い払い等にかかる電子柵等の支援をしている。しかし、鳥獣害被害は年々増加傾向にあり、中山間地域においては人口減少が進み、追い払い等の活動にも限界が来ています。特に、イノシシは繁殖力が旺盛で被害は全国的に拡大し、西から北上している現状もあり、いずれ追い払い対策だけでは被害を止められなくなることが想定されます。

このため、全国では鳥獣害を処理するジビエ処理加工施設の整備が進み、全国511施設もの施設が整備されているようです。ジビエを特産品とし地域活性化の活動として取り組んでいるところもあります。こうしたことから、東北で初めてジビエ処理食肉加工施設を整備した大崎市を視察し、本市の鳥獣害対策の参考とするものです。

5 視察内容

(1) 経過

2016年(H30)頃は、捕獲頭数はゼロだったが、近年イノシシ等による水田の畦畔や農作物の被害が拡大し、大崎市では、捕獲対策、侵入防止対策、地域ぐるみの環境対策を推進してきた。しかし、2021年(R2)になり、イノシシの捕獲頭数は約700頭まで拡大した

ことから、ジビエ加工等施設の整備を行うことを検討しつつ、廃校利用の利活用も合わせて検討し、イノシシ被害の多い岩出山の旧真山小学校を利用することとし、東北農政局や宮城県、日本ジビエ振興協会等の協力のもと、2年半余りかけて整備した。

(2)施設の概要

① ジビエ食肉処理加工施設（旧校舎の用途変更・改修193.08㎡）

- ア 剥皮室 … 搬入口からホイストクレーンで移動し重量測定、室内で剥皮
- イ 体内洗浄室 … 内臓摘出、異常確認、洗浄、ビニルをかけ枝肉を冷蔵庫で熟成
- ウ 加工室 … 豚熱・放射能検査結果後、枝肉を部分肉にカット、精肉加工し冷凍保管
- エ 包装室 … 商品を金属探知機にかけ包装出荷
- オ その他 … 前室、事務室、更衣室
- カ 設備 … プレハブ冷蔵庫1基、プレハブ冷凍庫1基、スライサー、ミンチ、真空パック、金属探知機、計量ラベルプリンター、ホイストクレーン、消毒層他

② 有害鳥獣減容化施設（軽量鉄骨平屋建1棟 113.43㎡）

- ・減容化处理装置2基、プレハブ冷蔵庫1基、ホイストクレーン、消毒層他

③ 総事業費 約2億2,600万円（国の鳥獣対策交付金 約1億1,570万円）

- ・うち減容化施設は、約1億円

(3)施設の機能

① ジビエ食肉処理加工施設

ジビエハンター研修を受けた有害鳥獣被害対策実施隊が、ジビエ利用可能な個体を搬入し、洗浄、皮剥ぎ、解体、熟成、精肉、冷凍保存、商品出荷まで行う。

- ▶衛生管理 … 「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づき、全個体の「豚熱遺伝子検査」と併せて「放射能検査」を行い問題のない個体のみを利用する。
- ▶安心・安全な品質の良いジビエの提供 … 「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」に基づき、カットチャートの順守やラベルで履歴が追えるトレーサビリティを確保する「国産ジビエ認証」を取得する。

② 有害鳥獣減容化施設

ジビエとして利用できない個体は、おが屑の入った減容化处理装置に搬入し、約60℃のおが屑の常在菌により、水と二酸化炭素に分解処理する。

（処理装置1基でイノシシ約50kgの個体6頭を概ね5日間で処理）

(4) 施設の運営

▶施設運営 … 指定管理者制度による「合同会社 ジビエの郷おおさき」が職員3人体制で運営している。

▶指定管理料 … 約900万円

▶指定管理期間 … 令和5年8月1日～令和10年3月31日

※本格稼働は、令和6年1月4日受入れ令和6年4月下旬販売開始

(5) 捕獲・搬入

▶捕獲の報酬 … イノシシ1頭/16,000円(国1/2、市1/2)の他、上乗せ分4,000円＋指定管理で2,000円の22,000円

▶個体の搬入 … ジビエハンター研修(衛生管理研修)を受講した、有害鳥獣被害対策実施隊をハンターとして認め、捕獲から1時間以内を基準とし搬入することを要件としている。

※鳴子、岩出地区で8割捕獲。2～3歳(約30kg)の若いイノシシ肉が柔らかいが歩留まりは1割程度

(6) 今後の施設目標

ジビエにより、積極的な有害鳥獣の捕獲によりマイナスの課題をプラスの資源に変え、地域資源の有効活用でSDGsの達成にも貢献し、高たん白質の低カロリーのヘルシーな新たな食を活かし「世界農業遺産大崎耕土」の新たな食文化の創造、関係人口の拡大、産業創出など地域を活性化し元気な大崎地域を目指します。

6 まとめ

中山間地域に位置する岩出地区は、主要道の周辺には小集落が点在している。登り坂の途中、小高い丘に旧真山小学校が見えた。鳥獣害被害は、2016年(H730)頃には、殆見られなかったが、以降徐々にイノシシが増え、2020年に入り急激にイノシシ被害が広がり、施設整備の機運が高まったとされている。

令和2年度は、700頭というイノシシの捕獲数は、本市が把握する令和5年度の捕獲頭数86頭に比較しても圧倒的な数値であるが、「鶴岡市鳥獣害被害防止計画」では、イノシシの捕獲頭数は150頭としている。因みに、隣の村上市は190頭の捕獲計画となっている。

「大崎市ジビエ処理加工等施設」の施設運営採算ラインは500頭の処理加工頭数としているが本市の捕獲頭数からすれば、遠く及ばないところもあるが、本市は旧町村地

域を含め広大な中山間地域を有し、多くの集落が点在するなかで人口減少は進み、農地の維持管理やコミュニティ活動の面でも大きな脅威となっており、鳥獣被害の防止、特に追い払いについてはマンパワーの面でも限界が生じるものと想定します。

今後、有害鳥獣の増殖拡大や北上に備え、隣接する自治体の状況を踏まえながら、本市における「ジビエ処理加工施設」の整備とともに、高齢化するハンターをどう確保するか等の体制整備の検討は、喫緊の課題と改めて感じたところである。

係	専門員	係 長	主 査	主 幹	局 長	副議長	議 長

別記様式 4

令和 7 年 2 月 15 日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名（議員氏名）

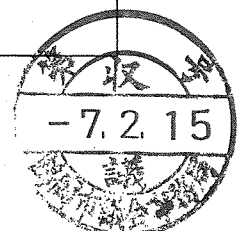
創政クラブ

団長 五十嵐一彦

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	令和 7 年 2 月 13 日
参 加 者 氏 名	佐藤昌哉、本間正芳、佐藤久樹、本間新兵衛、渋谷耕一、佐藤博幸
場 所 ・ 会 場	会派控室（創政クラブ）
調 査 ・ 研 修 項 目（目 的）	財政問題動画セミナーによる「予算審議特別研修」
調 査 ・ 研 修 の 内 容 及 び 所 見	議員が知っておくべき財政問題及び予算審議のポイントについて、 専門家による講習会動画で学ぶことができた。



係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副議長	議長

別記様式3

令和7年 2月6日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名（議員氏名）

創政クラブ

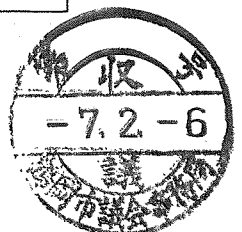
団長 五十嵐一彦

政務活動費調査・研修計画書

下記のとおり、調査・研修を計画しておりますのでお届けします。

期 日	令和7年2月16日～17日
参加者氏名	五十嵐一彦、佐藤昌哉、本間正芳
場所・会場	16日：福岡市中央卸売市場鮮魚市場 17日：福岡市 アクロス福岡
調査・研修 項目（目的）	16日：福岡魚食普及推進協議会の取組について 17日：地方議会セミナー 「これからの議会改革にかかる論点」・「予算審議の活性化手法」 講師：廣瀬和彦
交通手段	飛行機 地下鉄 タクシー
行程	16日：庄内空港 → 羽田空港 → 福岡空港 → 福岡市中央卸売市場鮮魚市場 → 福岡市内ホテル 17日：10：00～12：40 セミナー受講 13：40～16：20 セミナー受講 福岡空港 → 羽田空港 → 庄内空港

※ 調査・研修の終了後は、「政務活動費調査・研修報告書」を提出してください。



係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副議長	議長

別記様式 4

令和 7 年 2 月 20 日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名（議員氏名）

創政クラブ 団長 五十嵐一彦

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	令和 7 年 2 月 16 日 ～ 令和 7 年 2 月 17 日
参 加 者 氏 名	五十嵐一彦、佐藤昌哉、本間正芳
場 所 ・ 会 場	2 月 16 日：福岡市 魚食普及推進施設「うおざ」 2 月 17 日：福岡市 アクロス福岡
調 査 ・ 研 修 項 目（目 的）	2 月 16 日：魚食普及推進協議会の取組について 2 月 17 日午前：セミナー「これからの議会改革にかかる論点」 2 月 17 日午後：セミナー「予算審議の活性化手法」
調 査 ・ 研 修 の 内 容 及 び 所 見	別紙報告書の通り



令和6年度 創政クラブ会派視察報告書

報告者：五十嵐一彦

1. 視察先：福岡県福岡市 魚食普及推進施設「うおざ」
2. 視察日時：令和7年2月16日 14:30～16:30
3. 視察事項

魚食普及推進施設「うおざ」の取組と運営について

（説明者：（株）うおざ 取締役営業部長 鐘ヶ江 昌平）

4. 視察概要

鮮魚市場の開設者である福岡市から事務的な支援を受け、卸売市場運営の受託者である「株式会社福岡魚市場」と「福岡中央魚市場株式会社」、それに支払業務を提供している「福岡水産物取引精算株式会社」の3社が出資して、魚食普及事業を目的とする「株式会社 うおざ」を設立。令和6年11月に魚食普及施設「うおざ」を開設、直後に多くのテレビメディアからも注目されて取り上げられたこともあり、来場者数は開設から4か月で5万人を超える人気施設となっている。

開設に至った経緯と運営状況について、鐘ヶ江営業部長より資料をもとにご説明頂いた。説明の後に実際に施設内も案内していただいた。

【主な質問と回答】

Q：運営スタッフの人数は？

A：正社員は2名で、他に参加企業からの出向及び派遣スタッフの約30名ほどで運営している

Q：開設の事業費に市からの助成金は？

A：市からの助成金は受けてないが、計画段階で人的な支援は受けている。

Q：売上状況は？

A：今のところ、月間で2,000万円ほどだ。

Q：実際に運営してみて今後検討が必要な課題等は？

A：来場者がお昼時に集中して、午後2時を過ぎると激減する。施設の有効活用として、施設の特徴を活かして映画の上映を考えている。また魚食普及の目的の一環として、実際にマグロなどの鮮魚の展示をやってみたが、費用が掛かり過ぎて今は取りやめている。それに代わるものを検討している。

5. 所 感

鮮魚市場の規模が大きく、流通形態に大きな違いがあり、事業そのものは鶴岡市の水産振興に直接参考にできるものではないが、目的としている魚食の普及に取り組む意欲と姿勢は大いに刺激的であり勉強になった。

施設のフードホールの規模が60テーブルで120席ということで、新しく整備予定

の道の駅のフードコートの規模と近いものであり、地物水産物を特徴にしたいと考えている鶴岡市にとって大変に参考になるものであった。

フードホールには大型の画面を設置しており、魚食に関する情報のほかに市内の飲食店情報も発信しているとのこと。食文化の情報発信の一つとして大いに参考になった。新しい道の駅でも、魚食普及推進にはさらに力を入れる必要があると感じた。

令和7年3月4日

鶴岡市議会議長

尾形 昌彦 様

創政クラブ 佐藤 昌哉

鶴岡市議会 創政クラブ視察報告書

- 1 日 時 令和7年2月17日（月）10:30～13:30
- 2 受講地 アクロス福岡 6階 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号
- 3 内 容 ・テーマ：これからの議会改革にかかる論点について
・講 師：(株) 廣瀬行政研究所 廣瀬和彦
- 4 参加者 五十嵐一彦 本間 正芳 佐藤昌哉

5 講座の概要

(1) 議選監査委員の廃止

- ・議選監査委員の評価は難しい。議員と監査委員、委員と議会での2重チェック
- ・充て職では、必要ないし居ても仕方ない。
- ・法律の趣旨は、例えば通年会期制で所管事務調査を徹底することができること。
- ・議選監査委員の廃止は議員自ら行う。山形で例がない。(弘前とか佐賀県多い)
- ・個人的に、自分は議選監査委員のメリットは大きいと考える。
- ・監査委員の一般質問は可能である。議員と監査委員の知り得た情報はダメ。
- ・監査委員の中立から執行機関の一員。監査権で議員の実地調査権はなくなった。

※地方自治法第98条第2項：議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。

- ・(資料1-(6)) 監査委員の創設理由：①地方行政事務執行の公正確保。②地方公共

団体事務の多様化・複雑化の対応の要請。③旧制度に対する反省。の3点

- ・ (7) 監査委員は執行機関の下部組織でなく二元代表制(議員と議会)に基づく委員だが難しい。
- ・ (8) 議選は任意設置、市長村長に帰属されないことが重要。行政の非を質すこと。
- ・ (10) 任期は1期2年、4年間の措置、一定の期間の経験は必要。
- ・ (12) 議選監査委員は置かず、専門性のある識見監査委員を選択できる。
- ・ (13)～(15) 近年、行政監査(施策評価)より財務監査に重きを置かれており、偏りがある。アウトカム評価が大事。⇒ 議会も評価の仕方を高めていく必要がある。
- ・ 評価を高めるためには、決算審議1ヶ月前まで行う。
- ・ 4月～10月評価・・・期中評価で執務中は難しい面もあるが大事。
- ・ (16) 決算審議は監査委員発言禁止 自治法第198条の3 守秘義務の範囲。
- ・ (19) 一般質問、決算審議質疑は、守秘義務以外は可能。
- ・ (22) 議選監査は、市長応援するものではない。監査にならない。
- ・ 執行機関としても議選は歓迎されると思っている。
- ・ 不納欠損…事務検査権→自治法第98条第1項。法的根拠を持たせる。
- ・ 監査委員の实地検査権。
- ・ (24) ①監査委員の報告で議会が共有し協議する場が必要。特に、決算時。
- ・ ②予算と決算の連動性を重視する。③委員会の所管事務調査で監査委員との意見交換を行う。
- ・ (36) 議選監査委員廃止で議会の实地検査権、議会の権限をどう担保するか。

(2) 通年会期・通年議会制の導入

- ・ 通年会期：定例会や臨時会の制約なく定期的に開く。(法102条の2)

* マイナスとしては、ダラダラなり、乱発のおそれある。

* 外国は任期中での会期 * 日本は1年ごと会期

- ・ 通年議会：年1回定例会を招集。長期にわたる会期可能。自由度高い。(法102条)
- ・ 通年会期で専決処分はなくなる。

(3) 議会発信のSNS

- ・ 発信に留意、議員の道義的責任が問われる。
- ・ 違法の可能性 ①名誉棄損・侮辱 ②プライバシー権 ③著作権・肖像権侵害
④虚偽情報・偽計業務妨害等 ⑤脅迫・強要の疑い
- ・ 表決と表決と不可分一体の質疑討論(自治法第116条1項)

「出席」がと規定 = 「議場に居ること」→ 「欠席」議員がオンラインで
表決・表決と不可分一体の質疑討論行うことはダメ。本会議は成立しない

- ・ オンライン一般質問はOK。

6 所 感

このたびの、研修内容は現在、議会改革特別委員会において議会改革基本条例を策定中であることも踏まえ、議会改革に関わる様々な事柄について研鑽を積む必要があったものである。

二元代表制での市の執行機関と議会との対等な立場であっても、予算編成権は議会側にはないことから、チェック機能を果たすための制度の仕組み・機能等念頭におき、受講した。

はじめに、議選の監査委員の財務監査・行政監査の重要性や監査委員の役割について特に、監査での知り得た情報をもって質問することの違法性や監査委員に

対する質問など細部にわたり知ることができた。

また、時代を反映した多様な議会のあり方での、通年会期・通年議会などの手法について、市民の負託の応えるための市議会での議論を活発にするための議会のあり方について考えることができた。

最後に、SNSを活用した情報発信については、議員としての政治倫理・モラルの意識をどう共有し議会として確立し、線引きしていくか表現の自由と相まって難しい面も考えさせられた。

その他にも、様々な議会改革に必要な知識を学ぶことができたし、今後の議会運営に活かしていくとともに、また、機会があれば研修には参加していきたい。

以上

視察日時	令和7年2月17日(月) 13:40～16:20
視 察 先	福岡市 アクロス福岡
視察項目	地方議会セミナー 「予算の審議の活性化手法」 講師：廣瀬和彦
視察概要	視察者： 五十嵐一彦 ・ 佐藤昌哉 ・ 本間正芳 1. 目 的 地方公共団体の行政を計画的・効率的かつ民主的に推進していくため住民の負担等によって確保された財源を住民の意思を反映させつつどのように支出していくかということを明らかにするため 2. 視察概要 本セミナーの講師である廣瀬和彦先生の講演については鶴岡市での度々拝聴している次第である。今回の予算審議の活性化手法については「予算の構成」「予算の意義」のなど基礎的な部分であるが、日頃大雑把になりやすい部分を細かく思い出させてくれた。 3. セミナー概要 ○まずは、予算の目的から①政治的機能②行政管理機能③経済的機能とそれぞれの立場から分かりやすくし、予算の種類（当初予算、補正予算、暫定予算）に整理し、会計区分では（一般会計、特別会計、普通会計、公営事業会計）を掘り起こして会計内容を知る。 ○次に予算の種類についておさらいをし、（歳入歳出予算、継続費、繰り越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用）その意義について改めて知る。それぞれ意義、設定、取り扱い、特徴、効力、根拠条文、手法について知る。 ○また、上記の法的根拠を各議会に提出されている資料を基に明確にしていき予算決議の結果や修正と限界を具体的に学んだ。
所 感	他市の財政状況を見ながら、本市の財政状況を調べていく事の大切さを改めて考えさせられました。とりあえず今回は予算についての考え方、予算審議の活性化の手法を学ぶことができたし、予算編成過程への関与の仕方が分かってきました。そしてそこには正副議長・監査委員との予算・決算委員兼務の論争があることも学びました。また、各県議会、市議会でも取り組み方が多少違いがあることが明確になったし、予算及び決算の審査方法が違うことも意識しながら鶴岡市議会の審議に臨む時も生かしていきたいと考えさせられました。

報告者 創政クラブ 本間正芳